

税務署の管轄区域



令和7年7月10日から練馬東・西税務署は、内部事務のセンター化を実施しています。申告書・申請書等の書類を郵送により提出する場合は、下記の業務センター宛てに郵送していただくをお願いします。

※書面の申告書、申請書および添付書類等を業務センターへ直接持ち込むことはできません。

※ e-tax（データ）により提出する場合は、従前どおり所管の税務署へ送信をお願いします。

※納税証明書の交付、面接による相談、現金による国税の納付等の窓口対応は、従前どおり所管税務署で行います。

#### 【業務センター】

〒100-8156 東京都千代田区大手町1-3-3 大手町合同庁舎3号館  
東京国税局業務センター大手町分室